

(参考1) 休業要請する店舗／営業時間の短縮等をお願いする店舗

まん延防止等重点措置期間 (4/12-4/24)	
(1) 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から19時まで）
(2) 上記以外の区域	夜21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から20時まで）

緊急事態措置期間 (4/25-5/11)	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を含む)	休業 (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を除く)	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮

※原則、4月12日から5月11日の期間中、営業時間の短縮等に全面的にご協力いただくことが必要

※ただし、以下の場合は、4月25日から5月11日までの全期間の協力実施でも申請可能

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時より前の店舗が休業に協力いただいた場合
- ・(2)の区域の飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時から21時までの店舗が休業又は営業時間短縮に協力いただいた場合